

【今号の内容】

- 「イクメンマーク」及び「イクメン川柳」を募集します
- 若手社員定着率向上事業の参加企業を募集しています
- 雇用管理改善セミナー ～人手不足対策の第一歩に雇用管理改善～
- 「輝け!!とちぎ女性活躍フォーラム」を開催します
- 「ワーク・ライフ・バランス導入の具体的事例等の講演会」を開催します
- 男女共同参画推進フォーラム～ひとりひとりの活躍が社会を創る～
- 「男性の育児休業取得を促進します」宣言を募集しています
- 「とちぎ働きやすい企業（従業員の子育てに積極的に配慮する企業）」を募集しています
- 「ワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック」を作成しました
- 「父親のワーク・ライフ・バランス」ハンドブック  
～応援します！仕事と子育て両立パパ～
- 「仕事と介護を両立できる職場環境」整備促進のシンボルマーク “トモニン”
- 従業員が希望する妊娠・出産を実現するために
- 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催報告が掲載されました
- 犯罪被害者の方々のための休暇について考えてみましょう

---

「イクメンマーク」及び「イクメン川柳」を募集します

---

県(こども政策課)では、男性の育児参加の促進や「イクメン」に関する意識啓発を目的に、「イクメンマーク」及び「イクメン川柳」を広く募集します。

応募方法等の詳細は、募集パンフレットを御確認ください。

たくさんのお応募をお待ちしています。

1 イクメンマーク

(1) 募集内容：

男性の育児参加の促進や「イクメン」の理解をさらに広げていくため、親しみやすく温かみのある「イクメンマーク」を募集します。最優秀賞の作品は、グッズになります。

(2) 表彰：最優秀賞1点

(副賞：9,000円相当の商品券)

2 イクメン川柳

(1) 募集内容：

父親（イクメン）として子育て体験を通して

考えたことや感じたこと、また母親から見た父親（イクメン）の子育ての様子などをユニークな視点による五・七・五の川柳として募集します。父親・母親以外の方からも募集します。

- (2) 表彰：・最優秀賞 1 点  
（副賞：9,000円相当の商品券）  
・優秀賞 1 点  
（副賞：7,000円相当の商品券）  
・入賞 5 点  
（副賞：5,000円相当の商品券）

3 申込期限：10月31日（金）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kouhou/ikumenbosyuu.html>

---

若手社員定着率向上事業の参加企業を募集しています

---

入社したあと3年以内に離職する若者は、依然として高い水準で推移しています。

多くの若者がキャリアを積めないまま離職してしまう状況が続くと、企業にとっては、将来、中核となる人材が育たなくなり、結果として、安定した経済成長に必要な労働力を確保できないおそれがあります。

若手社員においては、理想と現実のギャップによりモチベーション低下が起りやすいため、研修等によるサポートが必要です。

そこで、県(労働政策課)では、県内事業所における若手社員の定着率向上を図るための事業（若手社員定着率向上事業）を実施します。

現在、参加企業を募集していますので、是非、御検討ください。

1 対象事業所：50事業所（県内事業所に限る。）

2 事業内容：

お申し込みいただいた事業所の中から50事業所を選定した上で、個別ヒアリングを行い、若手社員、中堅社員又は管理職社員に対する各種研修を実施し、若手社員のモチベーションの向上や、働きやすい良好な組織風土の構築を図る。

3 費用：無料

4 お問い合わせ先：

(株)東京リーガルマインド（宇都宮本校）

〒320-0811 宇都宮市大通り4-2-10

宇都宮駅前ビル4F  
TEL 028-650-5601 FAX 028-650-1412

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/wakatesyainnteityakuritukoujyou.html>

---

## 雇用管理改善セミナー

～ 人手不足対策の第一歩に雇用管理改善 ～

---

景気が回復してきている中で、介護及び建設等の分野で人手不足問題が深刻化しつつある現状を踏まえ、栃木労働局は、「雇用管理改善キャンペーン」の取組の1つとして、人材育成、処遇改善や非正規雇用労働者の正社員転換等をお考えの事業主の皆様を対象に、雇用管理改善セミナーを開催し、助成金を活用した雇用管理改善や雇用管理上の留意点について、説明を行います。

- 1 日時：9月22日（月）午後1時30分～午後4時
- 2 場所：とちぎ福祉プラザ 多目的ホール
- 3 内容：
  - ①キャリアアップ助成金について
  - ②多様な雇用形態の労務管理上の留意点
  - ③パートタイム労働法に基づく雇用管理上の留意点
- 4 申込期限：9月10日（水）

[http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/event\\_info.html](http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/event_info.html)

---

## 「輝け!!とちぎ女性活躍フォーラム」を開催します

---

県では女性が様々な分野で活躍できるよう、女性の視点を取り入れた施策の展開が必要であることから、県民の皆様にご女性活躍推進に向けた御意見をいただくため、下記のとおり県内3か所で「輝け!!とちぎ女性活躍フォーラム」を開催いたします。

- 1 開催日時等
  - (1) 県央会場
    - ①日時：9月7日（日）13:30～15:30
    - ②場所：パルティとちぎ男女共同参画センター

(宇都宮市)

(2) 県北会場

①日時：9月20日(土) 13:30～15:30

②場所：大田原市ふれあいの丘 シャトー・エスポワール

(3) 県南会場

①日時：10月4日(土) 13:30～15:30

②場所：佐野市中央公民館

2 開催内容

①基調講演：(キャリアコンサルタント 小倉環さん)

「女性が輝く未来へ(3会場共通)」

②パネルディスカッション

3 定員：各100名(先着順)

4 申込方法

FAX、はがき、Eメール

※詳細は、県ホームページをご確認ください。

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/pref/woman/meeting0717\\_1.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/pref/woman/meeting0717_1.html)

■フォーラム事務局(下野新聞社営業部内)

TEL：028-625-1133 FAX：028-625-1132

---

「ワーク・ライフ・バランス導入の具体的事例等の講演会」を開催します

---

県(宇都宮労政事務所)では、「ワーク・ライフ・バランスを図るうえでのポイント ～仕事と育児・介護の両立支援を進めるために～」をテーマとして、ワーク・ライフ・バランス導入の具体的事例等についての講演会を開催いたします。

講師は、経済産業省「ダイバーシティ経営企業100選」サポーターであり、中小企業診断士でもある「株式会社ゆいアソシエイツ」代表取締役の油井文江さんです。

どなたでも参加可能ですので、是非御応募ください。

1 日時：9月5日(金) 13:30～16:30

2 場所：河内庁舎5階大会議室(宇都宮市竹林町)

3 講師：株式会社ゆいアソシエイツ

代表取締役 油井 文江 氏

4 講師略歴：

- ・経営コンサルタントとして、全国の中小企業に対し、女性が働きやすく、働きがいのある職場づくりをサポート。

- ・ 著書に「一(いち)から分かるダイバーシティ経営処方箋」、「ワーク・ライフ・バランスアクションブック」など。

5 申込期限：8月29日（金）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f57/kouhou/2014roudoukyouikukouza.html>

---

## 男女共同参画推進フォーラム ～ひとりひとりの活躍が社会を創る～

---

「男女共同参画推進フォーラム」が8月29日(金)から31日(日)までの3日間の日程で開催されます。

期間中は、女性のキャリア形成支援、男女共同参画の地域づくり、企業や大学における女性の活躍促進など、様々なテーマのワークショップが開かれ、どなたでも自由に参加することができます。

また、各界の女性リーダーによる「女性リーダー会議」や「特別講演」が開催されます。

- 1 テーマ ひとりひとりの活躍が社会を創る
- 2 期間 8月29日（金）～同月31日（日）
- 3 場所 国立女性教育会館  
(埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地)
- 4 主催 独立行政法人 国立女性教育会館
- 5 主な内容
  - (1) 8月29日（金）
    - ・女性リーダー会議（13:15～15:15）  
「女性リーダーが社会をどう変えるか」
    - ・パネリスト  
宗片 恵美子 特定非営利活動法人イコール  
ネット仙台代表理事  
伊藤 麻美 日本電鍍工業株式会社代表取締役  
清原 慶子 三鷹市長
    - ・コーディネーター  
麓 幸子 日経BPヒット総合研究所長・  
執行役員
  - (2) 8月30日（土）
    - ・特別講演（13:15～14:45）  
「女性の活躍促進と社会の活性化」
    - ・講師 村木厚子 厚生労働事務次官

<http://www.nwec.jp/jp/program/invite/2014/page04i.html>

---

「男性の育児休業取得を促進します」宣言を募集しています

---

男性の育児参加を進めることは、企業にとっても、男性従業員の育児休業の取得や短時間勤務の実施などを契機として、職場内での業務の改善や働き方の見直しが進み、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現による心身の健康の確保や労働時間の短縮によるコスト削減などの効果が期待されます。

また、「育児に参加したい」という男性の希望を実現し、従業員のモチベーションアップにもつながるものです。

県(労働政策課)では、「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」の宣言項目に「男性の育児休業取得を促進します。」を追加しましたので、是非御検討ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/roudou/sengenboshuutyu.html>

---

「とちぎ働きやすい企業（従業員の子育てに積極的に配慮する企業）」を募集しています

---

県(労働政策課)では、従業員の子育て配慮、女性の能力発揮、障害者雇用など、様々な課題に積極的に取り組み、成果を上げている企業の取組事例について、インタビュー形式でホームページ上で御紹介しています。

「従業員の子育てに積極的に配慮する企業」については、自薦も受け付けています。

働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることをPRすれば、企業のイメージアップにもつながります。あなたの会社の取組を是非、お教えてください。

#### 1 掲載希望の申込みができる企業の要件

次のいずれかに該当する取組を行っており、かつ、男性の育児休業取得率が向上している企業

(1) 育児休業対象の男性従業員及びその上司に、

- 育児休業の取得を個別に勧めている。
- (2) 育児休業の取得など、男性の育児参加の事例を社内に紹介している。
  - (3) 男性従業員の育児休業取得率について、数値目標を設定している。
  - (4) その他、男性従業員の育児休業取得を促進するための取組を行っている。

## 2 申込方法

県労働政策課へ、自薦調書をFAX又はEメールで御提出ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/hatarakiyasuisyokuba.html>

---

「ワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック」を作成しました

---

県(労働政策課)では、「子育てしながら働こう！プロジェクト」事業の一環として、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進ガイドブックを作成しました。

本ガイドブックは、ワーク・ライフ・バランスの必要性、取り組むメリット、具体的進め方等について掲載するとともに、育児と仕事の両立に関わる法制度、給付金制度等について紹介しています。

本ガイドブックが、各主体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組の更なる進展につながるとともに、一人ひとりが新たな働き方、生き方を考え、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を一層深めていく際の一助となることを期待しています。

## 1 主な内容

- ・なぜワーク・ライフ・バランスが必要か？
- ・ワーク・ライフ・バランスの具体的な進め方
- ・ワーク・ライフ・バランスQ&A
- ・育児と仕事の両立に関わる法制度
- ・育児と仕事の両立に関わる給付金

## 2 委託先

(株)TMC経営支援センター

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/khproject/kosodatesinagarahatarakou.html>

---

「父親のワーク・ライフ・バランス」ハンドブック  
～応援します！仕事と子育て両立パパ～

---

社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができる一大ムーブメントを巻き起こすべく、プロジェクトを推進している「イクメンプロジェクト」では、イクメンとサポーターに是非読んでいただきたいハンドブック「父親のワーク・ライフ・バランス～応援します！仕事と子育て両立パパ～」をホームページに掲載しています。

ダウンロードすることができますので、是非、御利用ください。

1 ねらい：

これから父親になる、又は子育て期にある男性が仕事と家庭が両立できる働き方を設計・実践するツールとなることをねらいとしています

2 内容：

妊娠・出産・子育て期において、父親が子育てに関わることの重要性や、具体的に父親が子育てにどう関わるか、職場や仕事との調整をどうするかという着眼点などが盛り込まれています。

3 対象：

- ①これから父親・母親になる方、又は子育て期の方
- ②企業の経営者、人事担当者
- ③労働者代表又は労働組合の皆様

[http://ikumen-project.jp/wlb/wlb\\_handbook.php](http://ikumen-project.jp/wlb/wlb_handbook.php)

---

「仕事と介護を両立できる職場環境」整備促進のシンボルマーク “トモニン”

---

厚生労働省は、「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークの愛称を「トモニン」に決定しました。

介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も少なくありません。仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要な課題となっています。

- 1 使用できる企業  
仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業
- 2 使用方法  
マークの作成の趣旨に基づき、「両立支援のひろば」(<http://www.ryouritsu.jp/>) に介護休業関係の両立支援の取組を登録すること。
- 3 活用例
  - ① 労働者の募集・採用の際に、募集要項、会社案内、企業のホームページ等にマークを掲載し、企業の取組をアピール
  - ② 商品、名刺等にマークを掲載し、企業のイメージアップ
  - ③ 広報誌、ホームページ、社内報等にマークを掲載し、取組を掲載し、取組を紹介することにより、労働者の意識啓発

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000053240.html>

---

#### 従業員が希望する妊娠・出産を実現するために

---

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。また、仕事と不妊治療との両立に悩み、やむを得ず退職する場合も多いと言われています。

厚生労働省では、職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、リーフレットを作成し、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度等を紹介しています。

- 職場ではプライバシーの保護に配慮を
  - こんな制度があれば両立しやすい
    - 通院に必要な時間だけ休暇を取ることができるよう、年次有給休暇を時間単位で取得できるようにする。
    - 不妊治療目的で利用できるフレックスタイム制を導入して、出退勤時刻の調整ができるようにする。
- 企業が行う独自の取組例（年次有給休暇以外の休

暇制度)

- 不妊治療を目的とした休暇制度を導入する。
- 多目的休暇の取得事由に不妊治療を追加する。
- 失効した年次有給休暇を積み立てて使用できる「積立(保存)休暇」の使用理由に不妊治療を追加する など

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>

---

「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催報告が掲載されました

---

内閣府では、6月27日(金)に日比谷公会堂(東京都千代田区)で開催した、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(女性と男性で輝く社会へ～紅一点じゃ、足りない。×家事場のパパヂカラ～)」の開催報告を掲載しました。

女性が輝く社会、女性活躍推進の取組、イクボスの現状等をテーマに、森まさこ大臣(内閣府特命担当(男女共同参画))の講演で始まり、講演とパネルディスカッションの2本立てで実施しました。

当日の内容が掲載されていますので、是非御覧ください。

■第1部〔基調講演1〕

- ・講演 「女性が輝く社会を目指して」
- ・講演者 森まさこ 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

■第1部〔基調講演2〕

- ・講演 「豪州における女性活躍推進の取組」
- ・講演者 ブルース・ミラー駐日オーストラリア大使

■第2部

- ・パネルディスカッション  
「企業の女性活躍推進の取組事例、自身のこれまでの働き方・今後の目標、イクボスの現状など」
- ・パネラー  
岡藤正広 伊藤忠商事株式会社代表取締役社長  
川村 隆 株式会社日立製作所相談役  
白井明子 株式会社ローソン マーケティング本部マネージャー  
塚越 学 特定非営利活動法人ファザーリング・

## ジャパン理事

<http://www.gender.go.jp/public/event/2014/zenkoku/houkoku.html>

---

犯罪被害者の方々のための休暇について考えてみましょう

---

御存知ですか？犯罪被害者の方々の状況。

犯罪による被害は、命を奪われる、怪我をする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、直接的な被害の後生じる様々な問題は、総じて「二次的被害」といわれています。

こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について考えてみませんか？

### 1 二次的被害の例

- ①事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- ②医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- ③捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ④周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害

### 2 休暇の具体的な導入方法

- 例1 既存の特別な休暇制度を活用
- 例2 社内広報等において、ケースに応じた必要な休暇を付与する旨を周知
- 例3 「犯罪被害者等休暇制度」を創設

[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/101216\\_02.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/101216_02.html)

### 【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課  
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225